

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力ある まちづくりの推進に関する条例(略称:宮城県まちづくり条例)の概要

平成21年3月4日 宮城県議会

条例の背景・目的

仙台七夕まつりなどのみやぎの伝統文化は,その多くが「まち(中心市街地)」を舞台とし,そこに暮らす様々な人々によって伝えられてきましたが,近年は中心市街地の空洞化が進み,「まち」が衰退しつつあります。

このため,まちづくりについての施策を調査・検討するために宮城県議会では特別委員会を設置し,2年間にわたって検討を重ねた結果,「特定大規模集客施設の立地誘導」と「地域貢献活動の促進」等に関して必要な事項を定める「宮城県まちづくり条例(略称)」が平成21年2月定例会に提出され,3月4日に全会一致で可決されました。

自動車交通の発達

(主に自動車で移動するようになった)

都市機能の拡散

(歩いて移動できない範囲にまで広がった)

大規模な集客施設の郊外立地 (まちから離れた場所にできた)

中心市街地の空洞化(「まち」の衰退)

特別委員会で調査

大規模な集客施設が中心市街 地ではなく郊外に立地され,市 町村の範囲を超えて集客してい ることが問題だ。

特定大規模集客施設の立地場 所がまちづくりにおいて特に重 要ではないか。



地域で事業活動を行っている のに,地域活動に協力しない事 業者がいることが問題だ。

大規模な集客施設を含めた全 ての集客施設が協力して地域貢 献活動を行うことが特に重要で はないか。

条例化を検討

市町村の区域を超えた広域的な見地による 特定大規模集客施設の 立地誘導地域への立地の誘導

コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動 地域貢献活動の促進

…等を定める県条例の制定

活力ある地域経済の発展と、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与

条例の概要

特定大規模集客施設の立地誘導

床面積の合計10,000㎡超又は店舗面積の合計 6,000㎡超の集客施設(劇場・店舗・飲食店・展示 場・遊技場等)は「特定大規模集客施設」となり ます。

これを新設する者はあらかじめ知事に届出し 説明会を開催しなければなりません。ただし立 地誘導地域に立地する場合は不要です。また, 既存施設を増床する場合であっても「新設」と なる場合があります。

届出を受けた知事は意見聴取等を行い,必要 に応じて意見を述べることなどがあります。

地域貢献活動の促進

規模にかかわらず、全ての集客施設の設置者は、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動である「地域貢献活動」の実施・公表に努めなければなりません。

また、特定大規模集客施設を設置している者は3事業年度ごとに「地域貢献活動計画」を作成して知事に提出するとともに、地域貢献活動の実施状況について毎事業年度、知事に報告しなければなりません。(地域貢献活動の具体例などについては知事が別に定めます。)

知事はこれらをホームページで公表します。